

(企業 委託 受託者用)

## 誓 約 書

下記1の明石市営企業業務委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2記載のとおり誓約いたします。

なお、明石市営企業がこの誓約書の写し及び役員等についての名簿その他の必要な書面等の情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供するとともに、明石警察署長に下記2(1)及び(2)に関して照会し、回答を求めること並びに明石警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1号に規定する地方独立行政法人に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 業務名

#### 2 誓約事項

- 次のアからウまでのいずれにも該当しません。
  - 条例第2条第1号に規定する暴力団
  - 条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者
- 本委託契約の一部について締結する委託契約（以下「再委託契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本委託契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としません。
- 前2号のほか、本業務委託契約書及び本委託契約に係る「暴力団等排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の貴市営企業が行う一切の措置について異議を述べません。
- 再委託契約の受託者から、この誓約書に準じた明石市公営企業管理者に対する誓約書を再委託契約の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本業務委託契約書の規定による業務が完了した旨の通知をする時まで貴市営企業に提出します。
- 再委託契約の受託者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、再委託契約の受託者がこれに応じないときは、その旨を貴市営企業に報告します。
- 貴市営企業が、第4号により再委託契約の受託者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出します。
- 本委託契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、貴市営企業に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
- 再委託契約の履行に伴い当該再委託契約の受託者が不当介入を受けたときには、本委託契約の受託者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- 再委託契約の受託者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託契約の受託者が不当介入を受けたことを知ったときには、貴市営企業に報告します。

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

(受託者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名 〕  
代表者名

印

